

4. へき地

(1) へき地保健医療の概要

本県は、令和元年10月末現在で無医地区数が12市町村26地区、無歯科医地区が14市町村35地区あり、全国有数の無医地区・無歯科医地区を有する県である。このため、住民の健康の保持と予防、医療に一体的に取り組むため、次の施策を実施し、医師の確保に努めている。(無医地区の調査は5年毎に実施)

(平成30年度計画)

項目	内容	実施地区等	備考
巡回診療の実施	日ごろ医療機関に恵まれない無医地区住民等の医療を確保するため、市町村実施の巡回診療班及び公立病院による巡回診療を実施する。	7地区	構成班員概ね4名
へき地診療所の運営費に対する助成	離島、山村等に位置するため、運営基盤の弱い市町村の行うへき地診療所の運営費に対し助成を行う。	6診療所	実施主体市町村
診療所の整備	無医地区等の医療施設の不足している地域の診療所の施設・設備を整備する。	4診療所	〃
へき地医療拠点病院	へき地医療支援機構の指導・調整の下にへき地診療所等への代診医等の派遣及び巡回診療等を実施する。	8施設	県立あき総合病院 高知医療センター 国立病院機構高知病院 本山町国保嶺北中央病院 高知大学医学部附属病院 梶原町国保梶原病院 県立幡多けんみん病院 大月町国保大月病院
地域医療従事医師の確保	離島や山村など医療に恵まれない地域の医療機関に勤務する医師の養成・確保のため、自治医科大学の運営費について負担するとともに、将来県内で地域医療に従事する意思のある医学生のための奨学金貸付を行う。	卒業後の勤務先等 R2年4月1時点 在 学 生	へき地診療所 4名 市町村立病院 15名 県 7名 臨床研修 5名 後期研修 2名 その他 60名 15名
離島歯科診療班派遣事業	歯科医療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派遣し、住民の歯科医療の確保と歯科保健知識の普及啓発を図る。	1地区	構成班員概ね4名

(2) へき地における医療資源の状況

人口・医師数・歯科医師数・病床数を過疎地域（「過疎地域自立促進特別措置法」による全域を過疎地域とする市町村。以下同じ）、高知市及びその他の地域に分けて比較してみると、次のとおりである。

ア 人口

区分		地区	県	過疎地域	高知市	その他の地域
全人口	29.7.1	現在	714,615	176,803	333,587	204,225
	30.7.1	現在	707,095	173,339	331,705	202,051
	31.7.1	現在	699,161	169,695	329,323	200,143

【高知県推計人口（県統計課）から抜粋】

イ 医師・歯科医師数（医療施設従事者数）

（平成30年12月31日現在）

区分		地区	県	過疎地域	高知市	その他の地域
医師	人数		2,237	273	1,225	739
	人口10万対		317	158	371	366
歯科医師	人数		508	99	280	129
	人口10万対		72	57	85	64

【「平成30年 医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）」及び「高知県推計人口（県統計課）」から作成】

ウ 医療施設・病床数

（令和2年4月30日現在）

区分		地区	県	過疎地域	高知市	その他の地域
病院	施設数		122	28	61	33
	人口10万対		17.6	16.8	18.7	16.6
一般診療所	施設数		543	130	262	151
	人口10万対		78.5	78.0	80.1	76.1
歯科診療所	施設数		359	76	198	85
	人口10万対		51.9	45.6	60.5	42.9
全病床	病床数		17,563	3,098	9,513	4,952
	人口10万対		2,538.0	1,859.6	2,908.8	2,496.6

【「県下病院・診療所一覧（県医事薬務課）」及び「高知県推計人口（県統計課）」から作成】

※ 過疎地域については、一部指定の市町村は含まない。

エ 全国指標

	医 師 数	歯科医師数	病 院 数	一般診療所数	歯科診療所数	全 病 床 数
総 数	311,963	101,777	8,372	102,105	68,613	1,641,468
人口 10 万対	246.7	80.5	6.6	80.8	54.3	1,223.1

【H30 医師・歯科医師・薬剤師調査、医療施設調査（厚生労働省）】

(3) 医療機動班活動の推移

ア 無医地区巡回診療

年 度	平4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
回 数	190	173	154	166	170	146	138	129	120	120	229	217	230	204	160	161
診療者数	2,976	2,728	2,338	2,217	2,593	1,735	1,835	1,603	1,588	1,635	3,197	3,159	3,013	2,601	1,652	1,498
年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R 元				
回 数	154	156	143	131	129	132	132	132	126	103	77	69				
診療者数	1,513	1,474	1,269	1,074	968	965	913	808	679	595	548	511				

※ 平成4年度から平成13年度まで診療者数に安芸病院及び幡多けんみん病院分が含まれていない。

(参考) 無医地区巡回診療（安芸病院及び幡多けんみん病院分）

年 度	平8	9	10	11	12	13
回 数	100	98	99	97	96	110
診療者数	1,953	1,800	1,628	1,655	1,555	1,681

イ 離島歯科診療

	地 区 名	回 数	受 診 者
令和元年度	鵜来島	2回	11名

(4) 巡回実施状況(福祉保健所別)

(令和元年度)

福祉保健所名	巡回診療		
	実施市町村	実施地区	受診者数
安芸	1	2	48
中央東	2	4	327
中央西	0	0	0
須崎	0	0	0
幡多	1	1	136
計	4	7	511

(5) 国保診療所・へき地診療所一覧

国保診療所一覧表（第1種、第2種へき地診療所）

（令和2年4月現在）

診療所名	所在地	管轄福祉保健所	備考
大川村国保小松診療所	土佐郡大川村小松78-5	中央東	第1種
いの町立国保長沢診療所	吾川郡いの町長沢254-3	中央西	第1種
いの町立国保大橋出張診療所	吾川郡いの町脇ノ山264-5	〃	第1種
いの町立国保越裏門出張診療所	吾川郡いの町越裏門246-6	〃	第1種
仁淀川町国保大崎診療所	吾川郡仁淀川町大崎300	〃	第2種
津野町国保杉の川診療所	高岡郡津野町杉ノ川甲38-3	須崎	第2種
津野町国保姫野々診療所	高岡郡津野町姫野々473-1	〃	第2種
四万十町国保大正診療所	高岡郡四万十町大正459-1	〃	第2種
四万十町国保十和診療所	高岡郡四万十町昭和468	〃	第2種
黒潮町国保拳ノ川診療所	幡多郡黒潮町拳ノ川31-1	幡多	第2種
黒潮町国保鈴出張診療所	幡多郡黒潮町鈴317-3	〃	第2種
黒潮町国保伊与喜出張診療所	幡多郡黒潮町伊与喜25-1	〃	第2種
四万十市国保西土佐診療所	四万十市西土佐用井1110-28	〃	第1種
四万十市国保大宮出張診療所	四万十市西土佐大宮1759	〃	第1種
四万十市国保口屋内出張診療所	四万十市西土佐口屋内101-1	〃	第1種
三原村国保診療所	幡多郡三原村来栖野479	〃	第2種
計	16診療所		第1種 7 第2種 9

へき地診療所一覧表

施設名	所在地	管轄福祉保健所	備考
馬路村馬路診療所	安芸郡馬路村大字馬路405-1	安芸	直営
馬路村魚梁瀬診療所	安芸郡馬路村大字魚梁瀬10-11	〃	直営
高知市土佐山へき地診療所	高知市土佐山1842番地2	高知市保健所	委託
香美市立大柘診療所	香美市物部町大柘898-1	中央東	委託
本山町立汗見川へき地診療所	長岡郡本山町沢ヶ内524-1	〃	直営
須崎市浦ノ内診療所	須崎市浦ノ内東分168-114	須崎	委託
梶原町立四万川診療所	高岡郡梶原町六丁152	〃	直営
梶原町立松原診療所	高岡郡梶原町松原578	〃	直営
四万十町立興津診療所	高岡郡四万十町興津1567-4	〃	休診中
四万十町大道へき地診療所	高岡郡四万十町大道1351-9	〃	直営
四万十市奥屋内へき地診療所	四万十市西土佐奥屋内981-1	幡多	直営
宿毛市立沖の島へき地診療所	宿毛市沖の島町母島1005	〃	直営
宿毛市立沖の島へき地診療所弘瀬出張所	宿毛市沖の島町弘瀬344	〃	直営
計	13診療所		

(6) 無医地区の状況図 (R 元. 10. 31 現在)

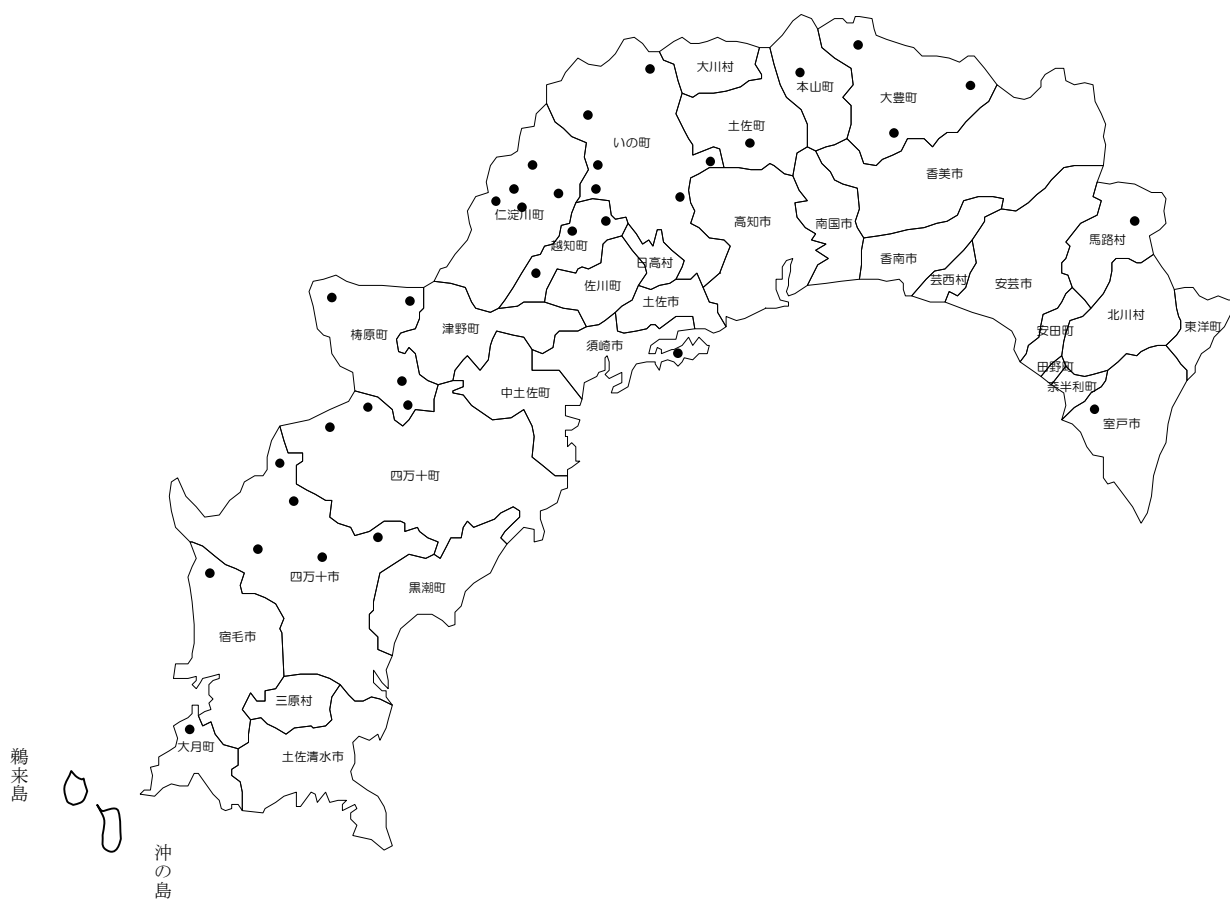
● 無医地区 26 地区



資料：令和元年度無医地区等調査及び
無歯科医地区等調査の結果

(7) 無歯科医地区の状況図 (R元.10.31現在)

● 無歯科医地区 35 地区



資料：令和元年度無医地区等調査及び
無歯科医地区等調査の結果

(8) 無医地区・無歯科医地区一覧

無医地区一覧表

令和元年10月末現在

保健所名	市町村名	無医地区名	集 落 名	世帯数	人口	最寄医療機関まで		備 考
						距離(km)	時間(分)	
安芸	室戸市	黒見	北生、黒見	22	53	12 (13.5)	87 (27)	(3)18往復
中央東	大豊町	久寿軒	久寿軒、北川一区、北川二区、伊与木、小庭、西	42	66	10.1 (18)	69 (35)	(3)5往復
		西峰	沖、大畑井、久生野、土居、野々屋、柚木、沖野々、蔭、澁長	127	180	7.7 (6.7)	30 (20)	(2)3往復
		立川	仁尾ヶ内、中ノ村、浦ノ谷、刈屋、千本、成川、細野、井手川口、井手、宮の谷	94	140	22.3 (15)	83 (35)	(2)3往復
	土佐町	石原	峰石原、東石原、西石原	154	307	22 (18)	90 (20)	(3)7往復
中央西	いの町	柳野	川原田、柳野本村	92	168	7 (7)	15 (15)	(2)3往復
		妙見	高樽、中峯、仏堂、奥大野、妙見	43	73	7.2 (7.2)	112 (25)	(2)3往復
		中追	中追	50	69	10.6 (10.6)	130 (40)	(3)14往復
		古江	小申田、連行、柿藪、古江、元安、内野、津賀ノ谷	67	115	6 (6)	100 (12)	(1)
	仁淀川町	下名野川	津江、長坂、上屋敷、中、下名野川	89	155	11.2 (11.2)	43 (30)	(2)1往復
		上名野川	奥谷、中奥、下組	38	58	16.8 (16.8)	54 (50)	(2)1往復
		北川	北川、下北川	40	73	11.8 (11.8)	22 (20)	(2)1往復
	越知町	瓜生野	瓜生野、折尾、桧谷、下田、出丸、船形	56	71	14.4 (14.4)	63 (25)	(2)0.1往復
		大桐	西浦、栃ノ木、大平、内野、中畑、中大平、甘草、下の谷、中峰、潰野	78	127	11.8 (11.8)	30 (20)	(2)3往復
		横畠	栗ノ木、柚ノ木、清水、稲村、深瀬、柚野、薬師堂	100	192	8.8 (8.8)	20 (20)	(2)2往復
		明治	鎌井田、片岡、黒瀬、貝添、谷屋敷、谷ノ内、桑藪、京塚、杉ノ藪、双子、日ノ浦、中屋敷	188	347	6.1 (6.1)	15 (10)	(2)3往復
須崎	須崎市	池ノ浦	池ノ浦、福良、今川内	52	126	11.7 (11.7)	150 (20)	(1)
	梶原町	初瀬	上折渡、下折渡、大野地、影の地、初瀬本村、佐渡、仲久保	72	129	10.2 (10)	30 (15)	(2)2往復
		越知面	永野、井の谷、太田戸、横貝、上本村、下本村、田野々	249	511	15.2 (10)	15 (15)	(2)3往復
	四万十町	地吉、古城	地吉、古城	129	274	10 (10)	20 (20)	(2)0.8往復
幡多	四万十市	藤ノ川	藤ノ川	73	138	11.8 (11.8)	141 (28)	(1)*
		竹屋敷	竹屋敷、上古尾、下古尾	42	78	20.3 (20.3)	245 (29)	(1)*
		権谷	権谷、中組、押谷	46	99	10.6 (10.6)	132 (18)	(1)*
		常六	常六、大屋敷、片魚、三ツ又	27	53	11.8 (12.1)	142 (21)	(1)*
	宿毛市	楠山	上出井、中出井、井の谷、大平、笹平、上日平、中日平、日平口、山田、尾返、横平、本村、池ノ上、下藤、奥富士	38	68	20 (20)	34 (25)	(2)0.5往復
	大月町	竜ヶ迫	竜ヶ迫	36	58	10 (10)	30 (25)	(2)2往復
計	12	26			3,728			

※備考欄：()は、下記の2の(1)～(3)に該当。○往復は定期交通機関の往復便数。*については、デマンド交通あり。

備考欄に往復の記載がない場合は、上段には、徒歩での時間・距離を記載。

※最寄医療機関までの距離、時間の下段の()は、自動車での距離、時間。

※無医地区の定義

1. 半径4kmの区域内に50人以上が居住
2. 容易に医療機関を利用することができない
 - (1) 医療機関に行くための定期交通機関がない場合
 - (2) 定期交通機関があるが1日3往復以下である場合(時間の長短は関係なし)
 - (3) 4往復以上あるが行くために必要な時間(徒歩も含めて)が1時間を超える場合
 - (4) 上記の場合でもタクシー、自家用車の普及状況により、受療することが容易であると認められる場合は除く

(8) 無医地区・無歯科医地区一覧

無 歯 科 医 地 区 一 覧 表

令和元年10月末現在

保健所名	市町村名	無歯科医地区名	集落名	世帯数	人口	最寄医療機関まで		備 考
						距離(km)	時間(分)	
安芸	室戸市	黒見	北生、黒見	22	53	10.2 (8.7)	165 (18)	(3)18往復
	馬路村	魚梁瀬	丸山、明善、貯木場	86	160	17 (17)	40 (30)	(2)2往復
中央東	本山町	汗見川	立野、坂本、屋所、沢ケ内、瓜生野、七戸	97	172	15 (15)	45 (45)	(2)3往復
	大豊町	久寿軒	久寿軒、北川一区、北川二区、伊与木、小庭、西	42	66	13 (8.4)	77 (20)	(3)5往復
		西峰	沖、大畑井、久生野、土居、野々屋、柚木、沖野々、蔭、渡長	127	180	21.1 (23.2)	52 (45)	(2)3往復
		立川	仁尾ケ内、中ノ村、浦ノ谷、刈屋、千本、成川、細野、井手川口、井手、宮の谷	94	140	21.2 (12.1)	60 (30)	(2)3往復
	土佐町	石原	峰石原、東石原、西石原	154	307	22 (18)	90 (25)	(3)7往復
中央西	いの町	柳野	川原田、柳野本村	189	341	12.5 (12.5)	25 (25)	(2)3往復
		妙見	高樽、中峯、仏堂、奥大野、妙見	110	197	13 (13)	125 (35)	(2)3往復
		中追	中追	50	69	14.6 (14.6)	150 (50)	(3)14往復
		越裏門	越裏門、地主、影、篠辺、寺川	39	69	25 (50)	50 (40)	(2)3往復
		古江	小申田、連行、柿藪、古江、元安、内野、津賀ノ谷	67	115	6 (6)	100 (12)	(1)
		脇ノ山	脇ノ山、日ノ浦、横野、中川、葛原、足谷、桑瀬、高藪	87	140	26 (26)	40 (30)	(2)2往復
	仁淀川町	下名野川	津江、長坂、上屋敷、中、下名野川	89	155	11.2 (11.2)	43 (30)	(2)1往復
		上名野川	奥谷、中奥、下組	38	58	16.8 (16.8)	54 (50)	(2)1往復
		北川	北川、下北川	40	73	11.8 (11.8)	22 (20)	(2)1往復
		安居土居	大平、楮原、狩山日浦、見ノ越、余能、入江谷、安居土居、成川、吉ヶ成、坪井川、宮ヶ平、大瓜生野、折尾、檜谷、舟形、出丸、用居、椿山、用居、大野、百川内、岩柄、大西、明戸岩、池川大渡、東竹ノ谷	156	224	14 (14)	39 (30)	(2)1往復
		用居	瓜生野、折尾、檜谷、舟形、出丸、用居、椿山、用居、大野、百川内、岩柄、大西、明戸岩、池川大渡、東竹ノ谷	136	193	16 (16)	33 (30)	(2)1往復
	越知町	大桐	西浦、栃ノ木、大平、内野、中畑、中大平、甘藪、下の谷、中峰、遺野	78	127	12.1 (12.1)	30 (20)	(2)3往復
		横畠	栗ノ木、柚ノ木、清水、稲村、深瀬、柚野、薬師堂	100	192	9.1 (9.1)	25 (20)	(2)2往復
		明治	鎌井田、片岡、黒瀬、貝添、谷屋敷、谷ノ内、桑藪、京塚、杉ノ藪、双子、日ノ浦、中屋敷	188	347	6.1 (6.1)	15 (10)	(2)3往復
	須崎	須崎市	池ノ浦	池ノ浦、福良、今川内	52	126	16 (16)	180 (30)
榑原町		松原	大向、中平、松原、島中、上久保谷、下久保谷	147	249	22.2 (35)	60 (40)	(2)2往復
		初瀬	上折渡、下折渡、大野地、影の地、初瀬本村、佐渡、仲久保	72	129	15.2 (15)	25 (20)	(2)3往復
		四万川	井高、坪の田、文丸、神の山、茶や谷、本も谷、中の川、東川、下組、富永、東向、坂本川、六丁	249	488	15.2 (15)	25 (20)	(2)3往復
		越知面	永野、井の谷、太田戸、横貝、上本村、下本村、田野々	256	506	15.2 (10)	15 (15)	(2)3往復
四万十町		地吉、古城	地吉、古城	129	274	20 (20)	50 (30)	(2)0.8往復
		大道	大道	59	112	23 (23)	60 (50)	(2)0.6往復
幡多	四万十市	奥屋内	奥屋内上、奥屋内下、黒尊	51	88	28.6 (28.6)	351 (71)	(1)*
		藤ノ川	藤ノ川	73	138	11.8 (11.8)	151 (27)	(1)*
		竹屋敷	竹屋敷、上古尾、下古尾	42	78	20.1 (20.1)	243 (28)	(1)*
		権谷	権谷、中組、押谷	46	99	9.4 (9.4)	114 (14)	(1)*
		常六	常六、大屋敷、片魚、三ツ又	27	53	26 (26.3)	314 (37)	(1)*
	宿毛市	楠山	上出井、中出井、井の谷、大平、笹平、上日平、中日平、日平口、山田、尾返、横平、本村、池ノ上、下藤、奥富士	38	68	20.1 (20.1)	41 (25)	(2)0.5往復
	大月町	竜ヶ迫	竜ヶ迫	36	58	8.1 (8.0)	27 (15)	(2)2往復
計	14	35			5,844			

※備考欄：() は、下記の2の(1)～(3)に該当。○往復は定期交通機関の往復便数。*については、デマンド交通あり。

備考欄に往復の記載がない場合は、上段には、徒歩での時間・距離を記載。

※最寄医療機関までの距離、時間の下段の() は、自動車での距離、時間。

※無歯科医地区の定義

1. 半径4kmの区域内に50人以上が居住
2. 容易に歯科医療機関を利用することができない
 - (1) 歯科医療機関に行くための定期交通機関がない場合
 - (2) 定期交通機関があるが1日3往復以下である場合
 - (3) 4往復以上あるが行くために必要な時間(徒歩も含めて)が1時間を超える場合
 - (4) 上記の場合でもタクシー、自家用車の普及状況により、受療することが容易であると